

ティーチング・ポートフォリオ

大学名 東京都市大学

所 属 共通教育部

名 前 大沼友紀恵

作成日 2021年8月3日

## 1. 責務

共通教育部人文社会科学部門に所属し、教養科目である民法、法学、日本国憲法の講義（いずれも選択科目）を担当している。様々な学科の1年生から4年生が講義に参加している。選択科目ではあるものの、時間割の都合や、教職資格取得のためなど、必ずしも授業内容に関心をもっている学生ばかりではない。

## 2. 理念

想定外のことにとも対応できるように、自分の頭で考えて行動できるようになる。ここから、より具体的に以下の理念が導かれる。

1：目的意識をもって行動できるようになる

何のために行動するのか、という目的意識をもって行動できるようになることにすることで、手段が目的となるということがないようにする。

2：法的思考力に基づいて判断できるようになる

法的思考力とは、抽象的ルールを具体的事案にあてはめて結論を出す能力である。法律のルールは抽象的で、複数の解釈がなりたち得る。その中のどれを採用するか検討する際に、法律の趣旨、つまり目的を考慮することが必要となる。裁判所が採用してきたそれまでの解釈では適切に対応できない新たな紛争が生じた場合には、裁判所は解釈を変更する場合もあり、そこでも法律の趣旨が考慮される。その判断枠組みを学ぶことで、目的から考えること、新たな問題に対処するための柔軟な思考力が鍛えられる。

3：学習方法を身に着ける。

今後の人生で必要な知識をすべて大学で学ぶということは不可能である。大学卒業後も、様々なことを学ぶ必要があり、そのための方法を身に着ける必要がある。

## 3. 方法

上記の理念を実現するために、自分の頭で考えて行動することができる、学習の方法（および習慣）を身に着ける、必要な情報を収集することができるようにするという方針で授業を行っている。

具体的には以下の通りである。

1. 学生にどこが理解できていないのかを把握させ、復習のきっかけとする。
2. 抽象的な内容のルールを趣旨を含めてきちんと理解する
3. アウトプットをすることで記憶が定着しやすくなることを経験する
4. きちんとノートをとる習慣を身に着ける。

方針1に対応する方法：授業時間内に、演習問題を実施（シラバス参照）し、その直後に答え合わせをして、学生が授業内容をどこまで理解していて、どこから理解できないのかを確認できるようにしている。

方針2に対応する方法：具体例（判例等）をあげる。判例があるものについては判例を、ないものについては具体例をあげることで、ルールがどのように適用されるのか学生がイメージできるようにしている。判例では、実際の紛争に法が適用されて解決されるプロセスが示されている。従前の判例の解釈では解決できない問題が生じた場合には、裁判所は条文の解釈を変更したり、新たな理論を創造する場合がある。判例を学ぶことで、想定外の問題が生じた場合に対処するための柔軟な思考力も身に着けることができる。

他に、話題になったニュースと結び付けて説明する場合もある。

方針3に対応する方法：授業時間内に、演習問題を実施し、アウトプットの機会を設けている。時折、学生に質問をして、チャットで回答してもらったり、投票を実施している。アウトプットすることで、記憶が定着しやすくなることを体験してもらうようにしている。

方針4に対応する方法：授業中に使用するパワーポイントを配布してほしいという要望もあるが、ノートをとる習慣を身に付けてもらうために、配布はしないこととし、学生にもその理由を説明している。

#### 4. 成果

授業アンケートで、授業中に実施する演習問題が、復習の役に立ったと好評だった。

授業アンケートで、具体例があるのでわかりやすかったというコメントがあった。

#### 5. 目標

予習復習が十分にできていない学生もいるので、自学自習がもっとできるような工夫をしていきたい。

#### 【添付資料】

シラバス

授業改善アンケート